

4月9日 [県知事選挙] [県議会議員一般選挙]

投票日

4月23日 [市長選挙] [市議会議員一般選挙]

●一票がつくる 秋田大館の 新時代●

3月13日以降に
市内で転居する人は

三月十三日以降に転居の届け出をする人については、事務処理上、入場券が転居前の住所へ郵送されます。

不在者投票

▷不在者投票できる人・投票日当日、勤務地の関係や仕事の都合で不在の人、病気などで投票が困難と予想される人

▷期間

- | | |
|----------|------------|
| ①知事選挙 | 3月23日～4月8日 |
| ②県議選挙 | 3月31日～4月8日 |
| ③市長・市議選挙 | 4月16日～22日 |

▷場所・市選管事務室(市役所第2会議室)

▷持参するもの・印鑑(ハンコ)、入場券

▷宣誓書・不在者投票をする人は、不在期間、行き先の住所、用務内容、本人の職業などを宣誓書(用紙は選管事務室にあります)に書かなければなりません

●出稼ぎ等の場合は…出稼ぎなどで他市町村へ滞在中の人には、滞在中の市町村で不在者投票できます。この場合、大館市の選管へ投票用紙等を請求しなければなりませんから、早めに手続きしてください。

●指定病院等での不在者投票…県指定の病院

(市立総合病院、労災病院、石田病院、今井病院、東台病院、西大館病院)に入院中の人が歩行困難な人は、その病院内で不在者投票できます。また、病院以外の施設でも県の指定を受けた施設であれば、その施設内で不在者投票できます。

●郵便による不在者投票…身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている人で郵便投票証明書の交付を受けている人は、郵便で投票できます。

年齢・4月9日現在で満20歳以上の人(=昭和50年4月10日までに生まれた人)
転入・3月30日現在で、継続して3カ月以上大館市に居住している人(平成6年12月30日以前から大館市に居住していて住民基本台帳に登録されている人)

6年12月31日以降に
県内の市町村から
大館市へ転入した人は

△入場券に記載されている「投票所名」を確認のうえ、投票日当日に忘れずにご持参ください。
入場券を紛失した場合、当日投票所で再発行します。

投票所が変わります
清水投票区と新地投票区の投票所が次のように変わります。

年齢・4月23日現在で満20歳以上の人(=昭和50年4月24日までに生まれた人)
転入・4月15日現在で、継続して3カ月以上大館市に居住している人(7年1月15日以前から大館市に居住していて、住民基本台帳に登録されている人)

告示日 知事選挙・3月23日
県議選挙・3月31日

4月9日(日)

ます。入場券に記載された投票所で投票してください。もし入場券が届かなかったら、市選管管理委員会へご連絡ください。

清水投票区
アルティ清水ビル玄関ホール
新地投票区

大館乳児保育園遊戯室

△入場券はハガキです。三月中旬、個人ごとに郵送しますのでお確かめください。

△入場券は県知事・県議選挙及び市長・市議選挙のどちらにも使います。

告示日・4月16日

4月23日(日)

清水投票区
アルティ清水ビル玄関ホール
新地投票区

大館乳児保育園遊戯室

選挙人名簿を縦覧できます

選挙時登録で選挙人名簿に登録した人の住所、氏名、生年月日を記載した書面を、次により縦覧できます。
△県知事選挙
期間・3月31日～4月30日選挙時登録
△市長・市議選挙
期間・4月16日～17日(平成7年4月15日選挙時登録)
※時間 8時30分～17時(土、日もできます)
※場所・市選管事務室